

News Release

平成29年9月29日

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会）

共栄火災海上保険株式会社

労働災害リスクへの保障で農業経営をサポート！

農家組合員向けの新たな保障制度「J A 共済 労働災害保障制度」の提供を開始

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長：柳井 二三夫）と共栄火災海上保険株式会社（代表取締役社長：助川 龍二）では、農業経営の大規模化や法人化に伴って増大する農業法人等の事業者を取り巻く労働災害リスクに対応するため、平成29年10月より、農家組合員の皆さまを対象とした「J A 共済 労働災害保障制度（業務災害補償保険）」の募集を開始いたします。（保障は平成30年1月より開始いたします。）

1. 趣旨

農作業中の死亡事故は、全国で年間約 350 件発生しており、農業は他の業種に比べて危険な業種となっています。

また、農業法人等の従業員が業務中に死傷した場合、事業者が従業員に対する安全配慮義務を怠っていたときには、事業者が多額の損害賠償義務を負うリスクがあります。

このようなリスクに対応するため、「従業員の保障」はもちろんのこと、「事業者の保障（損害賠償への備え）」への備えを包括的に保障する制度を構築しました。

2. 保障概要

- （1）従業員が業務（農作業等）に起因して死傷したケースにおいて、事業者が福利厚生観点から支給する給付金の額を保障します。
- （2）従業員が業務中に死傷したケースにおいて、事業者が従業員に対して安全配慮義務を怠った際に、事業者が損害賠償義務を負う額を保障します。
- （3）従業員から、ハラスメントや不当解雇等による損害賠償を請求された場合の賠償金や訴訟費用等を保障します。

3. 特長

- (1) 「従業員の保障」と「事業者の保障（損害賠償への備え）」を1商品で提供可能です。
- (2) 保障対象となる従業員については、パート・アルバイト・派遣スタッフ・外国人技能実習生も含まれます。
- (3) 「従業員の保障」については、政府労災保険の認定を待たずにスピーディな支払いが可能です。
- (4) 高額な損害賠償額を被った場合でも、政府労災保険の支給額を超過する額を支払うことが可能です。
- (5) 共栄火災海上保険株式会社の業務災害補償保険を活用し、農家組合員の皆さまを対象としたJA共済連の全国制度（集団扱制度）として保障制度を構築することで、保険料の低廉化（約57%の割引）を図っています。

4. 引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

<参考>主な保障内容

【従業員】の保障

保険金・特約	保障内容
死亡補償保険金 後遺障害補償保険金 入院補償保険金 手術補償保険金 通院補償保険金	従業員が業務に従事中に死傷した場合に、その状態に応じて保険金を支払います。
労災認定された 脳・心疾患等補償特約	うつ病や過労死などの精神疾患や脳・心疾患について、労災認定された場合に死亡補償保険金・後遺障害補償保険金を支払います。
休業補償保険金支払特約	従業員が業務に従事中に身体障害を被り、就業不能となった場合に保険金を支払います。

【事業者】の保障



使用者賠償責任補償特約	従業員が業務に従事中に死傷した場合において、事業者が安全配慮を怠り、損害賠償責任を負うときに、賠償保険金を支払います。
雇用慣行賠償責任補償特約	従業員に対する「不当解雇」「セクシャルハラスメント」「パワーハラスメント」等により、事業者が損害賠償責任を負うときに、賠償保険金を支払います。

以上